

指導基本規定違反救済申立処理委員会の設置及び指導基本規定普及委員の選任並びに申立受付窓口の設置について（お知らせ）

暴力行為等の根絶に向けて、(公財)日本ソフトテニス連盟が制定した規定に沿って取り組むため、標記のとおり設置しましたので、お知らせします。

なお、施行日は、平成26年4月1日です。

1 指導基本規定違反救済申立処理委員会

委員（3名）

小村 堯（第三者委員：元広島大学教授（医学博士））

中原 孝子（選手経験者）

木原 晴彦（支部役員：広島県ソフトテニス連盟副会長）

2 指導基本規定普及委員

委員（6名）

田中 和雄【広島市及び北西部地区担当：広島県ソフトテニス連盟副理事長】

（連絡先電話：090-3176-0010）

地割 唯雄【福山市及び東部地区担当：広島県ソフトテニス連盟副理事長】

（連絡先電話：090-3742-9306）

手嶋 信彦【呉市及び中部地区担当：広島県ソフトテニス連盟副理事長】

（連絡先電話：090-8066-7748）

宗重 和美【三原市及び南部地区担当：広島県ソフトテニス連盟副理事長】

（連絡先電話：090-4145-8245）

梅本 一之【高校生担当：広島県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部委員長】

（連絡先電話：広島県立総合技術高等学校 0848-86-4314）

杉田 和作【中学生担当：広島県中学校体育連盟ソフトテニス専門部委員長】

（連絡先電話：広島市立阿戸中学校 082-856-0414）

※匿名、電話番号非通知の場合は、対応できない場合もございます。

※広島県ソフトテニス連盟ホームページ・ツイッターに、直接ご相談を入力していただくことも可能です。

3 申立受付窓口の設置について

(1) 申立受付窓口

指導基本規定違反救済申立処理委員会事務局（広島県ソフトテニス連盟事務局）

〒731-5116 広島市佐伯区八幡4-3-25-27 大前秀樹 方

電話・FAX 082-928-7402

(2) 申立方法

上記の広島県ソフトテニス連盟事務局宛に、郵送又はファックスで、「救済申立書」の内容を参考に記載した書面を送付すること（ファックスの場合は、後日、郵送してください）。

救 済 申 立 書

(※は必ず記入、他は記載可能な範囲を記入してください。)

I 申立人

- ※ 1 住 所 _____
- ※ 2 氏 名 _____ (印)
- ※ 3 生年月日 _____
- ※ 4 職 業 _____
- ※ 5 連絡方法 (電 話 : _____)
(F A X : _____)
- ※ 6 所属団体名 _____
- ※ 7 救済を要する者及び相手方との関係

II 相手方

- 1 住 所 _____
- ※ 2 氏 名 _____
- 3 生年月日 _____
- 4 職 業 _____
- 5 連絡方法 (電 話 : _____)
(F A X : _____)
- ※ 6 所属団体名 _____
- 7 役職及び救済を要する者との関係

III 申立の事実 (指導基本規定違反事実)

- ※ 1 事実発生の日時及び場所

- 2 違反事実及び指導基本規定違反条項

- ※ 3 被害の内容及び被害状態
(被害者本人及び他の選手に対する影響の状態を含む)

